

# 鳥取縣公報

昭和二十二年二月七日  
第七百八十二號

金曜日

## 條例

### 鳥取縣條例第二號

昭和十六年六月鳥取縣條例第四號鳥取縣水産製品検査手数料條例を左の通り改正する。

昭和二十二年二月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條の左記登園証紙 地色紫の次に

五圓證紙 地色茶褐

拾圓證紙 地色桃を加へる

別表を次のように改める。

品目	検査手数料	品目	検査手数料
即類十貫ニ付	一七五錢	漉海苔	十貫ニ付 一〇錢
魚類一貫ニ付	二五錢	和布製品	一貫ニ付 三五錢

魚類	塩藏品同	一〇錢	加工昆布同	二〇錢
いか製品同	一七錢	五厘海	藻	十貫ニ付 一二五錢
煉製品同	一五錢	魚油	一罐ニ付	二〇錢
塩辛製品同	二〇錢	水産肥料	十貫ニ付	二〇錢

### 附則

本條例は昭和二十二年二月一日より、之を施行する。

## 訓令

### 鳥取縣訓令第二號

鳥取縣水産製品検査規格を次のように定める。

昭和二十二年二月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

### 鳥取縣水産製品検査規格

鳥取縣水産製品検査標準を規程せしめ検査標準の外左記に依

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (日曜休) 昭和二十二年二月七日 第七百八十二號 (第三種郵便物認可)

00407

り規格を定める。

一、節類

(1) 製品の種類及製造条件

鯖節

鯖節 (さばの肉を煮熟焙乾後乾燥したもの)

削節

削節 (鰹荒節又は鯖荒節を原料とせるもの)

鰹削節 (鰹荒節又は鯖荒節を原料とせるもの)

削節 (惣田鰹節鯖節鰹節又は煮乾鯖を原料とせるもの)

削節 (うしわし節(うるめ節)を原料とせるもの)

(2) 乾燥度

製品の水分含有量は一八%未満とする。

(3) 採別

鯖節一本の重量は六匁(一五瓦)以上のものと未満のものとして採別し各別に荷造する。

削粉末の混入量は一割以内とし、五厘目の篩を通過せるもの。

(4) 格付

製品二種以上混合せる時は混合種類中の最低の価格のものに付て格付する。

二、魚類乾製品

魚類素乾品

(1) 製品の種類

素乾鰻、素乾鱈、素乾蝦、(乾あみを含む)

(2) 乾燥度

製品は左の乾燥度に乾燥する上乾品水分含有量三〇%未満

半乾品水分含有量三〇%以上五〇%未満

魚類煮乾品

(1) 製品の種類

煮乾鰻(煮乾ちりめん鰻、煮乾片口鰻、煮乾真鰻、煮乾うるめ鰻、鰻節を含む)、煮乾鱈、煮乾蝦(煮乾あみを含む)

(2) 魚類及形態の大小

魚種はちりめんいわし、かたうちいわし、まいわしうるめいわしに分ち形態の大小を左の如く定める。

00408

00400

ちりめん 体長 一寸未満  
小 羽 同 一寸以上二寸五分未満  
中 羽 同 二寸五分以上四寸五分未満  
大 羽 同 四寸五分以上  
体長の側定は口先より尾の付根までの長さを謂ふ。

(8) 乾燥度

製品は水分含有量二〇%未満に乾燥する。但し煮乾ちりめん鰻は三五%未満とする。

魚類塩乾品

(1) 製品の種類

塩乾鰻、鹽乾鱈、塩乾鱈、鹽乾鰹其他魚類乾製品

(2) 乾燥度

上乾品の水分含有量は三〇%未満。

半乾品は二〇%以上五〇%未満。

半乾品の製造は毎年十一月より翌年四月までの期間に製造するものに限る。

三、魚類鹽漬品

(1) 製品の種類

塩鰻、塩鱈、塩鱈、塩鰹其他魚類鹽漬品

(2) 用鹽量

塩漬は十一月より翌年四月迄の期間に於て原料重量に對し一五%以上、其の他の期間に於て二〇%以上の用鹽量を以て塩漬する。

塩漬する場合は一五%以上の用鹽量を以て五日以上假漬し更に一〇%以上の用鹽量を追加して本漬する。

(3) 表示

塩漬せるものは交付せる検査證票に鹽漬と表示する。

(4) 入目

五%の入目をする。

四、さか製品

(1) 製品の種類

鰻、塩漬いか(鹽乾鰻、塩漬ゆでいかを含む)

伸鰻(伸脚鰻、伸身鰻を含む)刻鰻

(2) 乾燥度

製品の水分含有量は二二%未満とする。

(3) 用鹽量

用鹽量

原料重量に對し一〇%以上の塩量を以て鹽漬又は乾燥したもの。塩漬ゆでいは原料を充分洗滌して水分を滴下し、原料重量に對し十月より四月迄の期間は一〇%以上を使用する。  
 其他の期間は一五%以上とする。

五、水産煉製品

(1) 製品の種類

蒲鋒類、焼竹輪

(2) 混和物の種類及混入物の割合

精肉三七五疋(一貫匁)につき

蒲	銚	燒	竹輪
澱粉	三、七五疋	澱粉	三、七五疋
砂糖	適宜	砂糖	適宜
昆布液	適宜	砂糖	適宜

六、水産動物粉末肥料

製品の種類	含有量	乾燥度	粉末重量及包装	原料の種類
鱈、鰯又は鱈を混入せるものを原料とする粉末肥料	八%以上	水分含一%以下	一〇疋(一貫匁)以上	鱈、鰯、鱈又は鱈の鱗、鰭又は鱈の骨

魚類を原料とせるものにして右の粉	六%以上	同	同	鮫、沖いわし等の底曳網漁獲物の雑魚
魚類以外の水産動物を原料とせるもの(海獣を除く)粉末肥料	四%以上	同	同	人手類、かに其他の甲殻類

鳥取縣告示第四十一號

鳥取縣水産製品検査標準を次のように定める。

昭和二十二年二月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣水産製品検査標準

第一條 水産製品の検査標準を左の通定める。

但し荷造結束に付ては検査吏員の承認を受けた場合は此の限でない。

一、鯖節

検査事項	等級別標準	不合格	摘要
品位	品質形態普通以上品に及ばないもの	品質不良なもの	水分一八%以上
荷造	好みにして乾燥しないもの	品質不良なもの	水分一八%以上

一箇の正味は三〇疋(八貫匁)を以て標準とする。包装は堅牢な箱を用ひ縦横二廻り三箇所、横二條二ヶ所掛となし外側に品名正味重量及製造者の住所氏名又は名稱を明示せる證印、紙或は荷札を結着するもの

二、削節

(イ) 鯉削節、惣田削節

検査事項	等級別標準	不合格	摘要
品位	品質色澤香味及部品質不良なもの	品質不良なもの	規格品に別定める
荷造	紙袋詰のもの	紙袋詰のもの	規格品に別定める

紙袋詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

箱詰のもの

二號削節中の鯉削節、惣田削節の標準に同じ

(イ) 皮荒削及調粉末

検査事項	等級別標準	不合格	摘要
品位	品質色澤香味良品質不良なもの	品質不良なもの	規格品にあつては別定むる規格に適合し夾雑物を混入しないもの
荷造	好みにして脂肪分少ないもの	品質不良なもの	規格品にあつては別定むる規格に適合し夾雑物を混入しないもの

三、素乾鱈、素乾鰯

検査事項	等級別標準	不合格	摘要
品位	色澤香味形態品位上品に	品質不良なもの	規格品に別定むる規格に適合し夾雑物を混入しないもの
荷造	紙袋入のもの	品質不良なもの	規格品に別定むる規格に適合し夾雑物を混入しないもの

紙袋入のもの

紙袋入のもの

紙袋入のもの

紙袋入のもの

紙袋入のもの

紙袋入のもの

紙袋入のもの

紙袋入のもの

<p>五、鹽乾鰯</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 三號標準に同じ</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 紙袋以外のもの（上乾のものに限る）三號標準に同じ</p>		<p>六、塩乾鯖 塩乾鰯 塩乾鰯其の他魚類乾製品</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 紙袋以外のもの（上乾のものに限る）三號標準に同じ</p>		<p>七、塩鱈 鹽鱈 鹽鱈其の他魚類鹽藏品</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 一號標準に同じ</p>		<p>八、鰯</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 一號標準に同じ</p>	
<p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p>		<p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p>		<p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p>		<p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p> <p>品位 色澤香味形態 脂分少な</p>	
<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 三號標準に同じ</p>		<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 紙袋以外のもの（上乾のものに限る）三號標準に同じ</p>		<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 一號標準に同じ</p>		<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 一號標準に同じ</p>	

島根縣公報 第七百八十二號 昭和二十二年二月七日 (第三種郵便物認可) 六

<p>九、鹽藏いか（鹽乾鰯、鹽藏ゆでいか）</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 鹽藏ゆでいかは適當の容器を用ひ一函の正味重量は一五兩（四貫）とし完全な荷造をすること</p>		<p>十、伸鰯（伸脚鰯、伸耳鰯を含む）刻鰯</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>重量 伸鰯は正味重量一八、七五兩（五貫）を標準とする</p>		<p>十一、塩辛製品（鯖卵を含む）</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>重量 一樽は正味重量一八、七五兩（五貫）を標準とする</p>		<p>十二、塩辛製品（鯖卵を含む）</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>重量 一樽は正味重量一八、七五兩（五貫）を標準とする</p>		<p>十三、澁海苔（岩海苔）</p> <p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>重量 一樽は正味重量一八、七五兩（五貫）を標準とする</p>	
<p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p>		<p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p>		<p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p>		<p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p>			
<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 上等 並格 不合格</p> <p>重量 鹽藏ゆでいかは適當の容器を用ひ一函の正味重量は一五兩（四貫）とし完全な荷造をすること</p>		<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>重量 伸鰯は正味重量一八、七五兩（五貫）を標準とする</p>		<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>重量 一樽は正味重量一八、七五兩（五貫）を標準とする</p>		<p>検査事項 等級別標準</p> <p>品位 品質香味形態の状況 品位一等品に及ばず別々に定める規格に適合するもの</p> <p>重量 一樽は正味重量一八、七五兩（五貫）を標準とする</p>			

島根縣公報 第七百八十二號 昭和二十二年二月七日 (第三種郵便物認可) 七

規格 縦六寸五分以上横五寸以上に渡り、一枚を十枚を一括

十四、和布製品、板和布其の他和布製品

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 品質色澤、調製葉及調製品に及ばざるもの

荷造 五枚を一束とし、細白紙若しくは薄紙を以て束束する

十五、味付和布

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 原料香味及色、原料香味及色、品位二等品位三等

荷造 紙袋入に在りては三七五瓦(一〇〇匁) 罐入(代用罐

十六、加工昆布、刺昆布、細工昆布

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 遊離脂肪遊離脂肪遊離脂肪遊離脂肪遊離脂肪

荷造 石油罐入のものは一罐の正味重量一六、五瓦(四貫四〇

検査 等級別標準 合格、不合格

品位 品質色澤、細工品質不良なもの

荷造 一箱の正味重量は一八、七五瓦(五貫)を標準とする

十七、海藻類(てんぐさ、おごりのり、あみくさ、いぎす、

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 原料撰別品質原料撰別品質品位二等品位三等

荷造 依装のもの、依装は重量三七一、五瓦(一〇貫

十八、魚油

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 品質色澤及香気良好で品位二等品に及ばざるもの

荷造 鱈鱈粕の標準に同じ

二十二、魚荒粕

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 品質色澤及香気良好で品位二等品に及ばざるもの

荷造 鱈鱈粕の標準に同じ

二十二、其の他水産動物質肥料

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 品質色澤良好で夾雑物品位一等品に及ばざるもの

荷造 一袋の正味重量六〇瓦(一六貫)及四五瓦(一二貫)

二十三、水産動物粉未肥料

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 品質色澤及香気良好で品位二等品に及ばざるもの

荷造 一袋の正味重量四〇瓦(一一貫)及三、七五瓦(十

二十三、其の他魚粕

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 品質色澤及香気良好で品位一等品に及ばざるもの

荷造 一袋の正味重量九〇瓦(二四貫)又は五二瓦(一四貫)

二十三、其の他魚粕

検査 等級別標準 一等、二等、三等、外

品位 品質色澤及香気良好で品位一等品に及ばざるもの

荷造 一袋の正味重量九〇瓦(二四貫)又は五二瓦(一四貫)

00415

検査事項	等級別標準	並	不合格	摘要
一、鱈、鱒、鰈又鱈素八%以上で異は之を混入せる臭がなく夾雑物の原料とせ混入しないもの	同上	反	品質不良なもの	本分含一%
二、魚類を原料と鱈素六%以上で異せるものにして色異臭がなく夾雑物の原料とせ混入しないもの	同上	反	品質不良なもの	内二%
三、魚類以外の水産素四、五%以上産動物を原料とて異色異臭がなく夾雑物の混入しないものを除く	同上	反	品質不良なもの	
荷造	(甲)袋詰のもの 一袋の正味重量ハ〇疋(一六貫)又は四五疋(一二貫)を標準とする。輸出向のものは正味重量百封度又は総重量五〇疋を標準とする。袋は強靱な麻袋を用ひ完全な包装をすること			
重量	(乙)吹詰のもの 一吹の正味重量四五疋(一二貫)又は三七、五疋(一〇貫)を標準とする。吹は良質のもので内容脱漏の虞のないものを用ひ掛繩は縦三ヶ所横二ヶ所各二條廻とせざるもの			

第二條 水産製品検査規則第十七條に定める場合を除くの外荷造は左の各號に依らなければならない。  
一、是は良質な新品を用ふるもの

繩は強靱な新品を用ふるもの  
三、箱は乾燥充分なものを用ふるもの

附則  
本規程は公布の日より之を施行する。  
昭和十七年六月鳥取縣告示第三百二十二號鳥取縣水産製品検査標準は之を廢止する。

告 示

鳥取縣告示第四十二號  
昭和二十二年一月十七日附米川普通水利組合管理者及び新開川普通水利組合管理者を次のように變更した。  
昭和二十二年二月七日  
鳥取縣知事 林 敬 三  
地方事務官 稻村 福惠  
米川普通水利組合管理者を解く  
新開川普通水利組合管理者を解く  
地方事務官 山本 傳藏  
米川普通水利組合管理者を命ずる

00416

新開川普通水利組合管理者を命ずる

鳥取縣告示第四十三號

昭和二十二年一月二十二日附大井手普通水利組合管理者を次のように變更した。  
昭和二十二年二月七日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一  
地方事務官 大浦 實次郎  
大井手普通水利組合管理者を解く  
地方事務官 横山 照夫  
大井手普通水利組合管理者を命ずる

鳥取縣告示第四十四號

物價統制令第四條の規定により農業用電動機借入貸出料金の統制額の次のように指定する。  
昭和二十二年二月七日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一  
電動機借入貸出料金

期間	馬力別	摘要
壹ヶ月(三〇日)	1	1
	2	
三〇日六〇日七〇日八〇日九五圓	1	2
	2	
	3	
5	4	5
	5	

一、この料金は農業用(稲麥の脱穀、調整及び灌漑等)に使用する電動機の料金とする。  
二、引取及び返却に要する費用は使用者の負擔とする。  
三、貸出借入期間一ヶ月未満の場合は日割計算により算出するものとする。  
四、電動機使用中機具を破損した時は使用者において修理しその實費を支拂うものとする。  
五、附屬品(開閉器、進相器、電流計)を附した場合は一臺につき一〇圓を加算することができる。  
但し前項の附屬品の借入期間一ヶ月未満の場合の使用料は日割計算とする。

鳥取縣告示第四十五號

價格等取締規則第二條の規定により「葡萄糖液」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。  
昭和二十二年二月七日

00417

- 鳥取縣知事 吉 田 忠 一
- 一、届出人住所、名稱及び氏名  
鳥取市行徳十一番地  
君司興産株式会社
- 代表者 兒 島 卯 吉

- 二、届出品名及び価格  
(一)品 名 葡萄糖液  
(二)最終販賣價格 單位一〇〇匁 二二圓〇〇  
(物品税込)
- 三、この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定をしたときはこの額は失効する。

### 縣會告示

#### ◇鳥取縣會告示第一號

鳥取縣參事會議規則特別の件を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年二月七日  
鳥取縣會議長 田 中 信 儀

鳥取縣參事會議規則特別  
昭和二十二年二月中に開會の參事會の會期は鳥取縣參事會議規則第三條の規定に拘らず其の會期を七日以内とする。

### 彙 報

#### ◎官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令) (昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

昭和二十一年三月十七日

覺書宛先 日本政府

經 由 終戰連絡中央事務局

發信者 連合國最高司令官

件 名 宣傳用出版物の沒收に關する件

右覺書(昭和二十一年十月二日附官報掲載)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジヨン、Jユステロが、

00418

昭和二十一年十二月十七日沒收されるべき宣傳用出版物として指定したものは以下の通りである。

#### 宣傳用出版物沒收指示書名

書 名 著 者 名 發行所名 發 行 所 發 行 日

南太平洋の戰場 瀧田憲次 日本軍事圖書株式會社 東京都神田區錦町一ノ七 一〇、三、一五

新滿蒙國策の提唱吠へる軍部 米野豊實 朝風社 同 麴町區丸の内昭和ビル 六、二二、二八

風雪二十年 北條秀司 新小説社 同 神田區錦町一ノ四 一九、七、一五

一國軍管 山田忠正 森山書店 同 小川町小川町ビル 一六、四、一五

孤立日本の進軍 白石 重 先進社 同 本郷區駒込上富士前一〇九 七、一、一八

皇國体制 松永 材 興亞青年運動本部 同 小石川區水道端町二ノ六四 一六、一、二五

みくまり物語 大佛次郎 白林書房 同 芝區新橋一ノ二四 一九、三、一五

昭和維新烽火は燃ゆる 小林秀一 國進社出版部 大阪市西區立賣堀南通二ノ三九 一六、九、二〇

大日本建設 上泉徳彌 國風會出版部 東京都牛込區東五軒町一 七、一一、三

支那大陸を舞臺とする 日英ノ戦争 小林麒一郎 内外出版社 同 神田區猿樂町二 一四、八、三〇

世界動亂と大東亞共榮圈 關根郡平 三友社 同 四谷區新宿二ノ八 一六、二、一〇

太平洋讀本 日本青年外交協會研究部 日本青年外交協會出版部 同 麴町區六番地三ノ四 一六、五、二〇

動亂下の世界 津村 卓 協力出版社 同 牛込區神樂町一ノ一 一六、二、二五

01100

